

## 第2章

# 保険金・給付金の 必要書類について

必要書類に記入・押印してください。

### 死亡保険金のご請求をいただく場合の必要書類（一例）

- 当社所定の請求書
  - 死亡証明書
  - 住民票または戸籍謄本（※）（被保険者の死亡の事実の記載があるもの）
  - 受取人の印鑑登録証明書
  - 事故報告書（不慮の事故の場合のみ）
- など

### 入院給付金・手術給付金などのご請求をいただく場合の必要書類（一例）

- 当社所定の請求書
  - 入院・手術証明書（診断書）
  - 被保険者の住民票
  - 受取人の印鑑登録証明書
  - 事故報告書（不慮の事故の場合のみ）
- など

※住民票・印鑑登録証明書などの公的書類は、発行日より6ヵ月以内のものをご提出ください。

※戸籍謄本については6ページをご参照ください。

上記はご準備いただく書類の一例です。ご契約の保険種類・ご請求の内容などによって、上記以外の書類の提出をお願いすることや、一部を省略することがあります。請求書付属「ご請求に必要な書類」などをご覧いただき、必要書類をご準備ください。また、請求書などに記入・押印してください。不明な点がある場合は当社担当者までお問合わせください。なお、ご提出いただく診断書および公的書類の発行、お取寄せにかかる費用は、お客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

## 補足

### 死亡保険金請求について

死亡保険金請求権は被保険者の相続財産ではなく、「**受取人の固有財産**」です。そのため、受取人が被保険者の相続財産について相続放棄などにより相続人でなくなった場合でもお受取りいただくことは可能です。

